

令和8年度「宗教法人格の不正利用対策のための普及啓発事業」業務
技術提案書作成要領

1 技術提案書の記載内容

仕様書に記載の委託業務内容及び応札者に求める要求要件の各項目に従い、技術提案書を作成し、提出すること。

なお、本委託契約に関する実施予算は27,275千円を上限に想定しているが、契約に至る実行計画調整の状況に伴い、提出された技術提案書に記載された所用経費そのまま措置されるとは限らない。

また、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

2 技術提案書の構成・提出部数（提出部数は紙媒体の場合に限る）

- (1) 技術提案申請書（様式1）・・・・・・・・・・10部
- (2) 技術提案書（様式2）・・・・・・・・・・10部
- (3) 技術提案書の電子ファイル（CD-ROM）・・・・・・・・1式
- (4) 総合評価基準の別紙1「IV ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し・・・・・・・・・・1部
- (5) 評価項目及び評価基準にある「賃上げを実施する企業に関する指標」における従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙1）がある場合はその表明書・・1部
- (6) 競争加入者の概要（要覧、会社案内等）・・・・10部
- (7) 直近の財務諸表等の資料・・・・・・・・・・10部
- (8) 提案内容に基づく参考見積書・・・・・・・・・・1部
（一式ではなく、項目、単価、工数等の内訳を明記すること。）

3 技術提案書の提出期限

入札書の受領期限に同じ。

4 技術提案書の作成方法

- (1) 用紙の大きさはA4版タテ、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じA3サイズの折り込みも可とする。
- (2) 技術提案申請書（様式1）を除き、技術提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図柄は一切入れないこと。
- (3) 技術提案書（様式2）は10ページ以内とすること。
- (4) 技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず応札者の負担とする。
- (5) 技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。
- (6) 提出後の書類の差し替え、変更、追加等は一切認めない。

5 問合せ先等

別冊仕様書及び総合評価のための書類等に関する問い合わせ先・照会先は次のとおり。公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

【宛先】文化庁宗務課 調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2852)